平成２３年（フ）第５５３号
静岡県浜松市中区高丘北３丁目34番10号　フローリッシュ308号室
債務者　高野　明美
1　決定年月日時　平成23年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２９７号
愛知県豊川市瀬木町郷中53番地の８
債務者　岸川　友紀
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月16日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３１１号
愛知県豊橋市西幸町字古並263番地10　３―101
債務者　彦坂　好美
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月16日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第７４４号
栃木県宇都宮市若草２丁目１番27号、前住所栃木県大田原市富士見２丁目1652番地210
債務者　浅野　　緑
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７５２号
栃木県那須郡那珂川町小川3413番地28
債務者　青木　裕美
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２８７１号
住居所不明、最後の住所神奈川県藤沢市善行坂１丁目１番26―503号
債務者　松岡　健二
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３９２号
東京都日野市東平山１丁目７番地の13平山住宅2242
債務者　小林　恒彦
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３９３号
東京都日野市東平山１丁目７番地の13平山住宅2242
債務者　小林　紀子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４２５号
東京都八王子市大和田町１丁目31番14号篠アパート201号
債務者　仲野　勝也
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３００号
愛知県豊川市御油町西欠間８番地
債務者　高橋　義裕
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月30日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２８５号
北海道帯広市西16条北１丁目14番地１　ラポレール楓505
債務者　大井　年樹
1　決定年月日時　平成23年11月14日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２８７号
北海道中川郡幕別町札内新北町197番地の43
債務者　矢野　勝裕
1　決定年月日時　平成23年11月14日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２９３号
北海道帯広市西18条南４丁目５番５号
債務者　小玉　光好
1　決定年月日時　平成23年11月14日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２９４号
北海道帯広市西18条南４丁目５番５号
債務者　小玉　イト
1　決定年月日時　平成23年11月14日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第３９０２号
北海道江別市若草町９番地の７
破産者　株式会社晃陽建設
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２６７号
札幌市西区山の手７条８丁目６番12号
破産者　株式会社ウィル
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部